

別表(第5条関係)

		区分 ※1	医療を要しない者 (児)	医療を要する者 (児) (※2)		備考	
				重心	その他		
医療型施設 ※3	者・児		福祉型施設の単価に準ずる。	1,510円／時間	880円／時間	時間数を乗じて算定する。(※6)	消費税及び地方税を含む。
福祉型施設	者	区分6	560円／時間				
		区分5	480円／時間				
		区分4	400円／時間				
		区分3	360円／時間				
		区分2	310円／時間				
		区分1	310円／時間				
	児	区分3	480円／時間				
		区分2	380円／時間				
		区分1	310円／時間				
医療ケアが必要な児		1,480円／時間					

加算の種類	単価	算定用件
送迎加算(※4)	200円／回	1日2回まで算定可能。利用者負担は徴しない。福祉型施設、医療型施設共に算定可能とする。
日中支援加算	300円／日	福祉型施設を利用した場合に日額で算定する。(日曜日、土曜日及び国民の祝日の利用を含む。)
土日等支援加算	900円／日	福祉型施設において日曜日、土曜日及び国民の祝日で利用した場合に日額で算定する。
重度障害児者支援加算(※5)	500円／日	加算認定を受けた者(児)が福祉型施設を利用した場合、日額で算定する。

※1 障害者については障害支援区分にて判断する。障害児については、短期入所の単価区分で判断する。

※2 医療を要する者(児)は市町村の認定を要し、「重心」と「その他」に分けられる。定義は以下のとおり。

「その他」を適用する場合：

- ・てんかん発作が頻回であり、看護師等による観察を必要とする障害者(児)
- ・気管切開をしており、吸引・吸入の必要性がある障害者(児)
- ・看護師等の厳重な管理を要する服薬が処方されている障害者(児)
- ・その他、市町村長が必要と認める障害者(児)

「重心」を適用する場合：

- ・「その他」の規定に該当、かつ、市町村の重症心身障害児者の認定(身体障害者手帳1・2級かつ療育手帳A1・A2に相当するもの)を受けた障害者(児)にのみ適用する。

※3 医療型施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉指定サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示523号)における、医療型短期入所サービス費(I)及び医療型特定短期入所サービス費(I)を算定

できる施設基準を満たしている施設をいう。福祉型施設とはそれ以外の施設をいう。

※4 送迎加算の算定用件については、放課後等デイサービスの送迎加算の基準に準ずる。

※5 加算の対象は障害者(区分6)・障害児(区分3)・障害者児(行動援護項目10点以上)・重症心身障害児者の認定を行った者(児)

医療を要する認定(重心・その他)を受けた者(児)

※6 時間数の取扱いについて

最初の1時間については30分以上の利用があった場合に算定可能とし、30分未満の利用は市と協議を行うこと。

それ以降は1時間を超す毎に切り上げて算定する。

例) 3時間1分の利用：4時間で算定、3時間の利用：3時間で算定

時間の算定にあたっては、支給決定時間等も考慮し、利用者の不利益にならないよう注意すること。